

投資信託及び投資法人に関する法律施行規則 (平成十二年総理府令第百二十九号)

新	旧
<p>(参考人等に支給する旅費その他の費用)</p> <p>第二百四十五条 法第四十九条において準用する証券取引法第九十一条の規定により、参 考人又は鑑定人には、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号) の規定により一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第六条第 一項第一号イに規定する行政職俸給表(二)の二級の職員に支給する旅費に相当する旅費 を支給する。</p>	<p>(参考人等に支給する旅費その他の費用)</p> <p>第二百四十五条 法第四十九条において準用する証券取引法第九十一条の規定により、参 考人又は鑑定人には、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号) の規定により一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第六条第 一項第一号イに規定する行政職俸給表(一)の三級の職員に支給する旅費に相当する旅費 を支給する。</p>